

雲仙市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

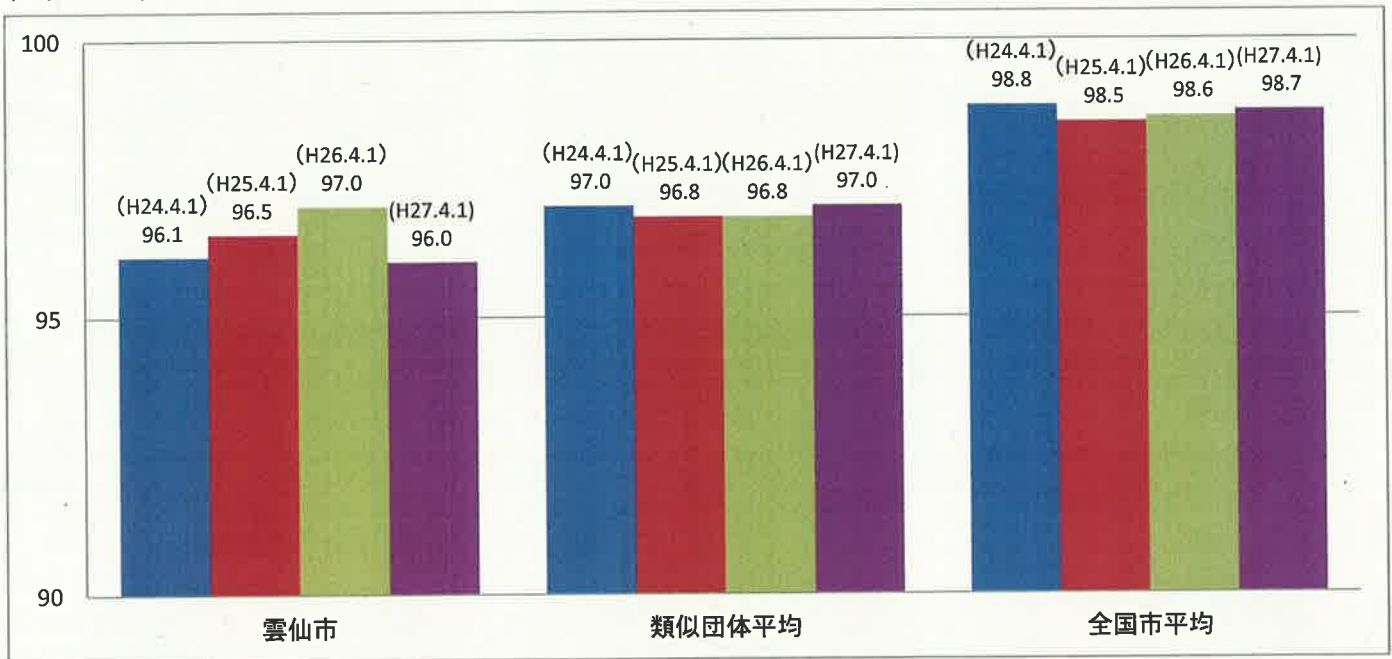
区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	45,972	28,951,180	1,039,200	3,636,857	12.6	13.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体(1-0) 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	345	1,293,436	301,529	489,487	2,084,452	6,042	5,737

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表改定の実施時期）

平成27年4月1日

（内容）

行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ（月額200円～16,700円）
給料表の引下げに際して激変を緩和するため、平成27年4月から3年間の現給保障の経過措置を実施
技能労務職給料表については、行政職給料表の見直しを踏まえ引き下げを実施

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

なし

③その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
雲仙市	43.6歳	321,446円	402,974円	355,526円
長崎県	43.8歳	330,075円	408,507円	364,438円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.8歳	322,071円	377,770円	346,741円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
雲仙市	56.1歳	4人	360,675円	381,508円	378,675円
うち用務員	55.1歳	3人	361,567円	379,067円	379,067円

参考 技能労務職員と類似する民間労働者の平均給与月額

対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	(A) / (B)
用務員	54.6歳	200,300円	1.89

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている全国データの平成24年～平成26年の3年平均を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

(注) 1. 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均です。

2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額」（国比較ベース）とは、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3. 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

③教育職（小・中学校）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
雲仙市	50.0歳	412,192円	487,145円
長崎県	46.8歳	393,435円	448,642円
類似団体	40.1歳	293,969円	321,116円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		雲仙市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	139,500 円	—
	中学卒	127,700 円	127,700 円	—
教育職	大学卒	195,100 円	195,100 円	—
	高校卒	— 円	—	—

(注) 国家公務員における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	299,600 円	351,550 円	371,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 1 表中「-」と記載の欄は、近似階層の職員が3名以下のため記載していない。

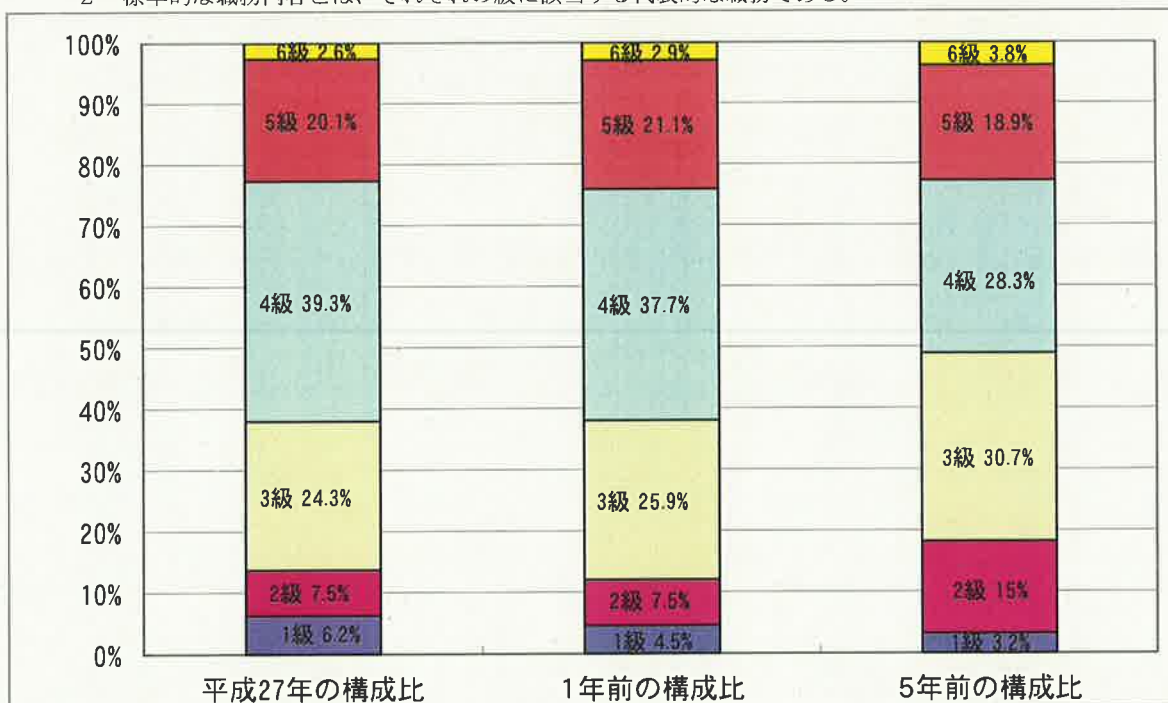
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補・主事・技師の職務	19 人	6.2 %	137,600円	244,900円
2 級	主事・技師の職務	23 人	7.5 %	187,700円	301,900円
3 級	係長、主査の職務	75 人	24.3 %	223,900円	347,700円
4 級	課長補佐、参事補の職務	121 人	39.3 %	258,300円	378,700円
5 級	次長、会計管理者、支所長(次長級)、参事監、課長、監査事務局長、所長、参事の職務	62 人	20.1 %	285,000円	390,700円
6 級	部長等、理事、支所長(部長級)の職務	8 人	2.6 %	315,800円	407,900円

(注) 1 雲仙市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績が良好でないものや病休等により、昇給日の前1年間に6分の1以上の日数を勤務しなかった者は昇給の号数を調整しています。今後は人事評価制度導入による評価に応じた昇給制度の確立を図っていきます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

雲 仙 市		県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,472千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,664千円		-	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

育休・病休等により算定期間のうち6分の1以上の日数を勤務しなかった者は勤勉手当の期間率を調整しています。また、懲戒処分等の成績率は32.5/100~64.5/100の範囲内で行っています。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

雲 仙 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%)		
1人当たり平均支給額 5,034 千円 22,845 千円					

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		282 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		93,996 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
長崎市	3 %	3 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)				412 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				8,583 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)				12.6 %
手当の種類(手当数)				6
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病処理手当	伝染病処理に従事した職員	伝染病処理業務	0千円	作業1回につき1,000円
滞納処分事務手当	滞納処分事務に従事した職員	滞納処分業務	44千円	1日につき500円
滞納徴収手当	滞納徴収に従事した職員	滞納徴収業務		1日につき300円
行旅病人及び死亡人取扱い手当	行旅病人及び死亡人取扱いに従事した職員	行旅病人及び死亡人取扱業務	0千円	1件につき(病)1,000円 1件につき(死)2,000円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員のうち 査察事務に従事した職員(ケースワーカー)	社会福祉業務	88千円	家庭訪問に従事した日 1日につき200円
水道施設管理手当	水道施設の維持管理業務に従事する職員	水道施設維持管理	280千円	1月につき2,000円
保育士手当	保育士	保育業務	0千円	1月につき2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	171,720 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	585 千円
支給実績(25年度決算)	151,306 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	490 千円

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人6,000円 被扶養者でない配偶者がある場合の1人目の子等 6,500円 配偶者がいない場合の1人目11,000円 16歳～22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	無	67,242 千円	265,776 円
住居手当	【借家・借間】 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額 【自宅】 その所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの 2,500円	同じ	無	18,412 千円	245,492 円
通勤手当	交通機関等利用者には運賃相当額支給(支給限度額55,000円) 自動車等の利用者には通勤距離の区分に応じて支給(支給限度額24,500円)	同じ	無	27,754 千円	89,817 円
管理職手当	管理職員に対し給料の10～16%支給	異	支給区分・支給額の相違	34,701 千円	630,914 円
管理職特別勤務手当	天変地異による災害等の非常時や週休日等に限定された業務に対し支給。役職に応じ1回4,000～8,000円	異	支給区分・支給額の相違	140 千円	11,667 円
宿日直手当	宿日直勤務につき4,200円	同じ	無	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	859,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	696,000 円	1,010,000 円 / 440,000 円	
報酬	議長	430,000 円	528,000 円 / 304,000 円	
	副議長	361,000 円	450,000 円 / 264,000 円	
	議員	344,000 円	420,000 円 / 249,000 円	
期末手当	市長	(26年度支給割合)		
	副市長	6月期 1.475 月分 12月期 1.625 月分		
退職手当	市長	(算定方式)		
	副市長	報酬月額×在職年数×600/100 報酬月額×在職年数×360/100	(1期の手当額) 2,062万円 1,002万円	(支給時期) 退職時 退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

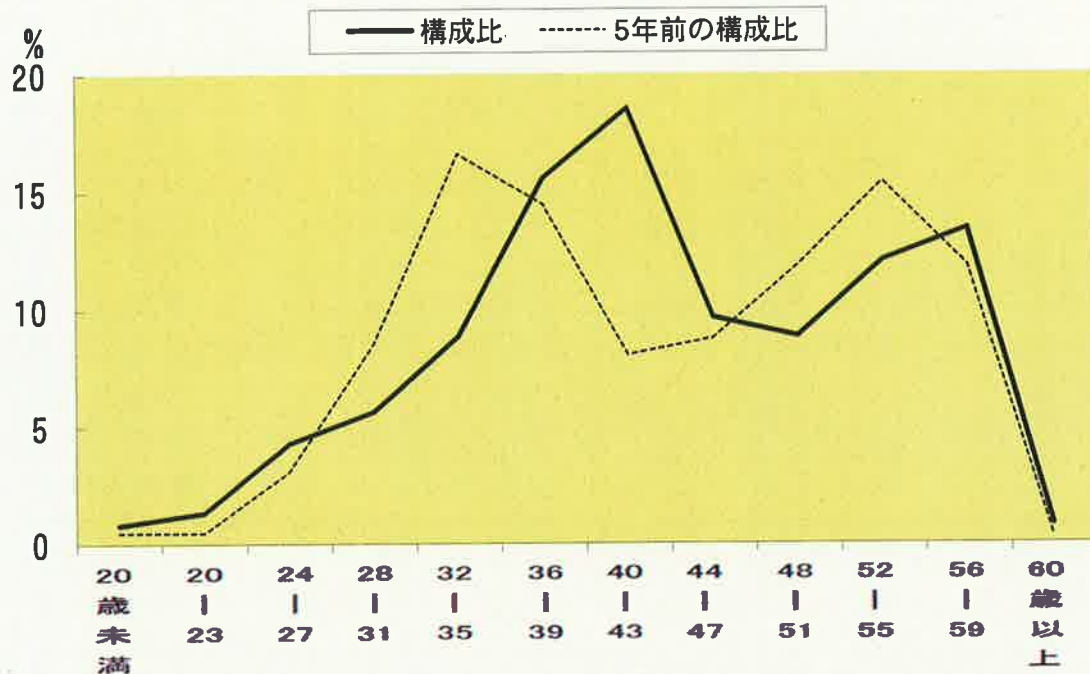
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	97	93	4	業務増(4)
		税務	23	23	0	
		労働	1	1	0	
		農水	46	45	1	業務増(1)
		商工	11	10	1	業務増(1)
		土木	44	44	0	
		民生	43	42	1	業務増(4)、法令基準の充足(1)、事務の統廃合(▲4)
		衛生	31	30	1	欠員補充(保健師1)
		計	301	293	8	<参考> 人口10,000人当たり職員数 65.47人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 69.27人)
	教育部門	33	39	△6	業務増(2)、法令等の改廃(▲1)、その他(業務終了▲7)	
消防部門						
小 計	334	332	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 72.65人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 91.01人)		
公営企業計等部門	病院					
	水道	13	13	0		
	交通					
	下水道	8	9	△1	その他(事業終了▲1)	
	その他	17	18	△1	事務の統廃合(▲1)	
	小 計	38	40	△2		
合 計		372	372	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 80.92人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	5人	16人	21人	33人	58人	69人	36人	33人	45人	50人	3人	372人

(3) 職員数の推移

部門別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	335	327	317	307	293	301	▲ 34 (▲ 10.1 %)
教育	44	40	40	39	39	33	▲ 11 (▲ 25.0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ()
普通会計 計	379	367	357	346	332	334	▲ 45 (▲ 11.9 %)
公営企業会計 計	42	39	38	39	40	38	▲ 4 (▲ 9.5 %)
総合計	421	406	395	385	372	372	▲ 49 (▲ 11.6 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	318,727	62,653	58,246	18.3	19.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	7	29,406	6,714	11,781	47,901	6,843

- (注) 1 職員手当には退職給与を含まない。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
雲仙市	45.8歳	369,161 円	548,603 円
団体平均	44.9歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

雲仙市		雲仙市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,611千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,472千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45) 月分	(0.70) 月分	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算		役職加算	
5%~10%		5%~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

雲仙市			雲仙市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2~20%)			(定年前早期退職特例措置 2~20%)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
- 千円			5,034 千円 22,845 千円		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在） ※平成26年度については該当なし

支給実績(26年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		48 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		24,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		28.6 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納徴収手当	滞納徴収に従事した職員	滞納徴収業務	1日につき300円
水道施設管理手当	水道施設の維持管理業務に従事する職員	水道施設の維持管理	月額 2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	3,976 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	210 千円
支給実績(25年度決算)	4,734 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	249 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族1人6,000円 被扶養者でない配偶者がいる場合の1人目の子等6,500円 配偶者がいない場合の1人目11,000円 16歳～22歳までの子1人5,000円加算	同じ	無	1,604 千円	267,250 円
通勤手当	交通機関等利用者には運賃相当額支給(支給限度額55,000円) 自動車等の使用者には通勤距離の区分に応じて支給(支給限度額24,500円)	同じ	無	485 千円	80,800 円
管理職手当	管理職員に対し給料の10～16%支給	異	支給区分・支給額の相違	572 千円	571,392 円